

健診事業に対する補助回数について（平成 28 年度実施）

公平性の観点及び財源の有効活用のため、次のとおり見直す予定で準備を進めております。

○健診事業に対する補助回数

現 行

- ・ 人間ドック及び特定健康診査
： 年度内 1 回
- ・ 生活習慣病健診
： 回数制限なし



平成 28 年度以降

- ・ 人間ドック、特定健康診査及び生活習慣病健診
： いずれかの健診につき年度内 1 回

※ ただし、特定業務従事者（深夜業及び坑内労働者等）コースを新設し、当該業務に従事している方に限り、年度内 2 回を補助対象とします。